

執筆者紹介

- 柿崎 一郎 横浜市立大学国際教養学部 教授
- 影山 摩子弥 横浜市立大学国際教養学部 教授
- 後藤 寛 横浜市立大学国際教養学部 准教授
- 長岡 かなえ 横浜市立大学国際総合科学部
国際都市学系2015年度卒業生
- 松本 郁代 横浜市立大学国際教養学部 教授
- 鹿野 しのぶ 日本大学 非常勤講師

横浜市立大学学術研究会 会則

(名称)

第1条 この会は、横浜市立大学学術研究会(以下「本会」という)と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員の研究支援ならびにその成果の発表にかかる事業を行うことにより横浜市立大学における研究の発展充実をはかることを目的とする。

(会員資格・入会)

第3条 本会の会員資格を以下に定める。

(1) 正会員 横浜市立大学に在籍する専任教員(学術院医学群所属の者を除く)

(2) 学生会員 横浜市立大学に在籍する学生(医学部2年次生以上及び医学研究科学生、研究生、科目等履修生を除く)

(3) 賛助会員

(イ) 本項1号以外の者で、横浜市立大学に在籍し、研究教育職に従事する者

(ロ) 上記(イ)以外の者で、横浜市立大学の元専任教員(第4条に定める事項に照らし合わせ、運営委員会が不相当であると判断した者を除く)

(ハ) 本会の事業を賛助する者

2 前項に該当する者は所定の手続きを経て、本会に入会できるものとする。ただし、本会正会員歴10年以上を有する者が退職したのちは申請により、賛助会員に移行し、会費納付を免除されるものとする。

(会員資格の停止、除名)

第4条 会員が次のいずれかの行為をした場合、運営委員会の議決により、会員資格を停止することができる。

(1) 会則および細則に違反したとき

(2) 本会または本会の他の会員に著しい損害を与えたとき

(3) 公序良俗に反する行為をしたとき

(4) 研究者倫理に反する行為をしたとき

(5) その他、会員資格の停止に相応する行為をしたとき

2 前項に示す行為がとくに悪質であり、本会の名誉が著しく傷つけられた場合、運営委員会の発議により、総会において、当該会員を除名することができる。ただし、除名の対象となる会員には、総会の前に弁明の

機会が与えられなければならない。

- 3 会費を2年度にわたって滞納した者は、次の手続きを経て除名する。
 - (1) 滞納2年度目の期末より1ヵ月以上前に、当該会員に対して滞納会費の納付を督促する。
 - (2) 滞納2年度目の期末までに納付しなかった場合、翌年度の最初の運営委員会での議を経て除名する。
- 4 前項に示す除名後も、当該会員の滞納会費の納付義務は消滅しないものとする。

(退会)

第5条 会員は以下のときに本会の会員資格を喪失する。

- (1) 横浜市立大学における研究教育職を退職したとき、もしくはその雇用契約が終了したとき(ただし、第3条1項3号(ロ)に該当する者を除く)
 - (2) 横浜市立大学正規課程を卒業、修了、もしくは単位取得満期退学したとき
 - (3) 横浜市立大学医学部2年次に進級したとき
- 2 前項に示す事由に該当しない者も、書面による届出を以って本会を任意退会できるものとする。その場合、退会の届出年度までの会費納付義務があるものとする。

(再入会)

第6条 第4条2項の手続きを経て除名された者の再入会を禁ずる。

- 2 第4条3項の手続きを経て除名された者、および第5条2項の手続きを経て任意退会した者は、以下すべての条件を満たせば再入会できる。
 - (1) 任意退会したときまでに滞納会費のある場合、その納付
 - (2) 任意退会したときから再入会するまでの期間の会費累計額の納付
 - (3) 再入会料として、再入会時点の区分に応じた会費1年分の支払(事業の内容)

第7条 本会は、第2条に定める目的を達成する為、次の事業を行う。

- (1) 会員の研究成果を発表する出版物・定期刊行物の発行
 - (2) 研究発表会の開催又は開催支援
 - (3) その他、目的達成に必要と認められる事項
- (事務所)

第8条 本会の事務所を、横浜市立大学内に置く。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 学長
 - (2) 運営委員長 1名
 - (3) 副委員長 1名
 - (4) 運営委員 若干名（内訳は第10条3項の内規による）
 - (5) 会計委員 1名
 - (6) 会計監査人 1名
 - (7) 編集委員 若干名（内訳は第14条3項の内規による）
 - (8) 学生委員 若干名（内訳は第10条7項の内規による）
- （役員を選出）

第10条 運営委員長は、運営委員の中から互選により選出する。

- 2 副委員長は、運営委員長以外の運営委員の中から互選により選出する。
- 3 運営委員は、正会員の中から選出する。選出方法は、別途内規に定める。
- 4 会計委員は、運営委員長以外の運営委員の中から互選により選出する。
- 5 会計監査人は、正会員の中から総会で選出された者とする。
- 6 編集委員は、原則として運営委員長以外の運営委員の中から互選により選出する。
- 7 学生委員は、学生会員の中から選出する。選出方法は、別途内規に定める。

（役員任期）

第11条 役員任期を以下に定める。

- (1) 会長 学長の任期終了まで
 - (2) 運営委員長 1年
 - (3) 副委員長 1年
 - (4) 運営委員 2年
 - (5) 会計委員 1年
 - (6) 会計監査人 2年
 - (7) 編集委員 2年
 - (8) 学生委員 1年
- 2 前項のいずれの役員についても、その再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（役員職務）

第12条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表する。
- (2) 運営委員長は、運営委員会を統括し、本会の業務を総理する。
- (3) 副委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長の職務執行に支障

がある時には、その職務を代行する。

- (4) 運営委員は、運営委員会に所属し、本会の事務事業の執行を行う。
- (5) 会計委員は、本会の会計を処理する。
- (6) 会計監査人は、本会の業務および会計を監査する。
- (7) 編集委員は、本会の刊行物の編集業務を行う。
- (8) 学生委員は、運営委員会に対して本会の事務事業に関する提言をする。

(書記)

第13条 本会の事務を処理するために書記をおくことができる。

2 書記は、運営委員会の議を経て運営委員長が委嘱する。

(会議)

第14条 本会の会議は、総会、運営委員会、編集委員会、学生委員会とする。

2 総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

3 編集委員会および学生委員会の位置づけ、構成、業務内容については、それぞれ別途内規に定める。

(総会)

第15条 総会は、運営委員長が招集し、正会員の半数以上の出席により年1回開催する。ただし、出席できない場合は、委任状をもってこれに代えることができる。

2 学生委員は運営委員会からの要請もしくは学生委員会の要望に応じて意見参考人として総会に出席できる。

3 総会は、次の事項について審議する。

- (1) 事業報告に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 役員を選任に関する事項
- (5) 会則、細則及び規程の制定・改廃に関する事項
- (6) その他、本会の運営に関する重要事項

4 運営委員長は、必要と認めるとき臨時総会を開催することができる。

5 総会の議決は、正会員の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長が決定する。

(運営委員会)

第16条 本会に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、総会の決定に基づき次の業務を行う。

- (1) 事業計画に基づく、事業の執行に関すること

- (2) 予算の執行に関すること
 - (3) 事業報告及び事業計画書の作成に関すること
 - (4) 予算案の作成に関すること
 - (5) 総会の議案書の作成に関すること
 - (6) 内規の制定・改廃に関する事項
- 3 運営委員会は、予算及び事業の執行状況について総会に報告するものとする。
 - 4 運営委員会が第2項の業務を行うにあたり、運営委員長は、運営委員会議を開催し協議するものとする。
 - 5 運営委員会議の議長は、運営委員長をもって充てる。運営委員長が出席できない場合、副委員長をもって充てる。副委員長も出席できない場合、当該会議の出席者の中から互選により議長を選任する。
 - 6 運営委員会議は、運営委員の半数以上の出席で成立する。但し、出席できない場合は、委任状をもってこれに代えることができる。
 - 7 学生会員は、運営委員会からの要請もしくは学生委員会の要望に応じて意見参考人として運営委員会議に出席できる。
 - 8 運営委員会議の議決は運営委員の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長が決定する。
 - 9 運営委員会議が開催されるキャンパスと所属が異なる運営委員および学生委員は、会議出席のための交通費を請求することができる。請求の内容および方法は別途内規に定める。

(臨時雇用職員)

第17条 運営委員会の事務を処理するために臨時雇用職員を置くことができる。

- 2 臨時雇用職員は、運営委員長が委嘱する。
- 3 臨時雇用職員に関し必要な事項は、別途定める。

(外部会計監査委員)

第18条 本会に外部会計監査委員を1名置くことができる。

- 2 外部会計監査委員は、外部の公認会計士または税理士の中から運営委員会の議を経て運営委員長が委嘱する。
- 3 外部会計監査委員は、会計監査委員と協同し本会の業務および会計を監査する。
- 4 外部会計監査委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 その他外部会計監査委員について必要な事項は、運営委員会の議を経て運営委員長が定める。

(会計)

第19条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第20条 本会の会員は、別途定められる細則に従って会費を納付しなければならない。

2 既納の会費はこれを返還しない。

(会計事務)

第21条 本会の会計事務は、運営委員長が統括する。

2 運営委員長は、会計に関する帳簿及び伝票により、所要の事項を整然かつ明瞭に記録保存する。

3 帳簿等、会計事務に必要な手続及び様式については、別途定める。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則改正)

第23条 この会則の改正は、総会で行う。ただし、改正を議決するには、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

補則

第4条3項に関連し、次のとおり定める。令和元年の本会則施行前までに会費を2年度にわたって滞納している者は、令和元年度の期末までに滞納会費を一括納付しなかった場合、令和2年度の最初の運営委員会での議を経て除名する。また、同4項を適用する。

付則

本会則は、平成23年4月1日から施行する。

付則

平成26年5月22日、第6条一部改正、第13条一部追加。

本会則は平成26年5月22日から施行する。

付則

平成27年5月28日、第6条、第7条、第9条、第13条第5項一部追加。

本会則は平成27年5月28日から施行する。

付則

平成30年6月28日、第4条追加、第7条、第8条、第9条、第10条一部追加。

本会則は平成30年6月28日から施行する。

付則

令和元年6月28日、第4条3項および4項追加、第5条追加、第6条追加。
本会則は令和元年6月28日から施行する。

『横浜市立大学論叢』 規程

第1条 横浜市立大学学術研究会（以下「本会」という）会則第2条の目的を達成するため、同第4条第2項の規定に基づき、会員の研究成果（以下「論文」という）発表のための定期刊行物を刊行する。

2 本規程に基づく定期刊行物の名称を『横浜市立大学論叢』（以下、『論叢』という）とする。

第2条 『論叢』に投稿する論文の種別は原則として、論説、研究ノート、資料（史料）紹介、調査報告・実践報告、解説、翻訳・翻刻、講演録、書評文、研究動向とする。

2 前項以外の種別の投稿を希望する場合、著者は編集委員会に予め相談することとする。

第3条 『論叢』に投稿する論文は未公開であるものに限る。

2 また、他誌（学会誌、紀要、商業雑誌等）に投稿中の原稿と同一または著しく重複する内容の論文を投稿してはならない。

第4条 『論叢』の投稿資格は、その投稿目的や著者順を問わず、原則として以下に定める本会会員（投稿時）に限る。

イ) 正会員

ロ) 学生会員

ハ) 賛助会員

①横浜市立大学に在籍し、研究教育職に従事する者

②横浜市立大学の元専任教員

2 学生会員（投稿時）は、当該論文の第一執筆者が正会員である場合に限り、投稿することができる。

3 本会会員資格を有しない者であっても、学位および社会的通念に照らして学術研究活動に従事していると本会編集委員会が認め、かつ以下のいずれかの条件を満たせば、投稿することができる。

イ) 本条第1項イ)、ハ) が第一執筆者である論文の共著者であること

ロ) 本会編集委員会の承認を経て、本会正会員から依頼を受けて投稿すること

ハ) 投稿者の職位等に応じた本会年会費相当の投稿料を支払い、かつ本会編集委員会の紹介する正会員による投稿論文の内容確認を受け、承認を得ること

4 前項ロ)、ハ) に該当する場合、著者順を問わず投稿することができる。

第5条 前条1項ハ)①の者が投稿する場合、その職に応じ、以下に定めるとおり、正会員による当該投稿論文の内容確認を受け、推薦を得ることを要件とする。

2 PEインストラクターは、英語科目を担当する正会員の推薦を得なければならない。

3 PEインストラクター以外の者は、横浜市立大学への招聘の窓口となった正会員の推薦を得なければならない。

4 窓口教員がいない場合や、その他の場合には、編集委員会の紹介する正会員の推薦を得なければならない。

第6条 2015年5月28日以降入稿し、『論叢』に掲載した論文についての著作権は、本会に帰属するものとする。

2 前項の規定は、『論叢』に掲載した論文を複製、公衆送信することによって、本会の定期刊行物に掲載された学術情報を活用することを目的とするものであって、論文の著者による再利用、経済的報酬の享受を妨げるものではない。

(2) 本会は譲渡された著作権に関して、この目的を逸脱して濫用しないよう細心の注意を払うものとする。この目的を超えて本会が譲渡された著作権を濫用した場合、著者は書面によって、本会に対し再検討を求めることが出来る。

3 『論叢』に掲載した論文を他媒体で再掲、再利用、あるいは翻訳、または翻訳を許諾することを希望する場合、書面による著者の要望があった場合、本会は前項の趣旨に基づき、原則としてこれを認めるものとする。

(2) ただし、著者は再掲先、再利用先、翻訳先となる媒体において、『論叢』掲載論文であることを明記しなければならない。また、翻訳を許諾する場合はこれを要件とするものとする。

(3) 再掲、再利用、翻訳、翻訳許諾の際に生じる原稿料その他の報酬は著者に属するものとする。

(4) 再掲先、再利用先、翻訳先となる媒体が公序良俗に反するなど特段の事情を運営委員会が認めた場合には、本会は第3項の措置を差し止める権利を留保する。

4 2015年6月28日以前に入稿した論文について、その著者は、著作権を本会に譲渡しない権利を留保するものとする。

5 ただし、前項に定める論文の著作権のうち、電子公開に係る権利を本会が使用し、論文を電子公開することについて、本会は以下の手続きを行うものとする。

(2) 本会は前項に定める論文を電子公開することを予め公示する。公示で定めた期間内に著者が書面をもってこれを許諾しない旨を通告した場合、本会は当該論文を電子公開しないものとする。

(3) 前号以外の論文はすべて電子公開するものとする。

6 本会が本条第4項に定める論文の電子公開に係る権利の使用および電子公開を第三者に委託する場合も前項と同様とする。

7 本条第5項および第6項に基づいて『論叢』に掲載した論文が電子公開された後も、著者は書面をもって、本会もしくは第三者による電子公開の差し止め請求をすることができる。本会は原則として、その請求に応じるものとする。

8 本条第4項および第7項の規定は、著者が再び自らの論文を電子公開することを本会が認めること、あるいは著者が著作権を本会に譲渡することを妨げない。

第7条 『論叢』は「社会科学系列」「人文科学系列」「自然科学系列」とする。

2 各系列は年度ごとに、3号からなる1巻を刊行する。ただし、複数の号を併せた合併号を、1巻を超えない範囲で刊行することが出来る。さらに、運営委員会の議決によって、3号を超えて特別増刊号を刊行することができる。

3 前項は、各系列の研究の実情に合わせて、それぞれの系列の具体的な刊行物の形態を、運営委員会の議決による補則によって修正することを妨げない。

第8条 『論叢』への投稿に際しては、著者は完成原稿を締め切り日までに入稿するものとする。

2 編集委員会が論文として不適当であると判断した場合、当該論文を受理しない。

3 校正刷りの段階での、原稿の不備に起因する大幅な修正によって印刷、製本に関わる追加費用が発生した場合、その費用は著者が負担するものとする。

4 刊行の費用節減のため、著者はワード・プロセッサ等を用いて必要な電子ファイルを作成し、入稿するものとする。

5 具体的な入稿方法、書式等に関しては、別に投稿要領によって定める。

第9条 著者は、差別用語や反社会的な用語、結果公開に際しての個人情報保護、知的財産権の保護について、責任を持つものとする。ただし、差別用語や反社会的な用語については、それらの使用を全面的に禁止するものではなく、研究者としての社会的責任を踏まえ、必要な配慮をす

る義務を著者が果たすという趣旨である。

- 2 個人情報については、フィールドワーク等によって得られた社会的弱者等についての情報、その個人情報が一般に公開されることによって不利益を被ることが危惧される協力者の情報について、特に配慮するものとする。
- 3 知的所有権については、他人の著作等はもちろんのこと、研究資金提供者等の権利に留意するとともに、複製技術の急速な進歩によって急変している法的、社会的な認識に、研究者の社会的責任を踏まえて留意するものとする。知的所有権に関する問題は、著者が自らの責任において対処するものとする。本会は知的所有権に関する金銭的その他の責任を負わない。

第10条 投稿中ないし既刊の『論叢』に掲載された論文につき、編集委員会および運営委員会の議を経て、剽窃その他不正行為、研究者倫理に反する行為および本規程違反が認定された場合、本会は以下の処置を取る。

- イ) 当該論文の不掲載、または掲載取消。
 - ロ) 当該論文の著者全員に対し、上記行為が認定された日より最長で1年間の投稿禁止。
 - ハ) 当該論文以外に投稿中の論文のある場合、その差戻。
- ニ) 不正行為等の事実および上記措置につき、『論叢』誌面および本会ホームページ等での公示。

2 ただし前項の行為・違反の認定に際し、当該論文の著者に弁明の機会が与えられなければならない。

第11条 その他、本規程に定めのない事項の取扱いについては、運営委員会の発議により、総会において検討および決定するものとする。

付則

本規程は2015年5月28日から施行する。

付則

本規程は2018年6月28日から施行する。

付則

本規程は2019年6月28日から施行する。